

《鳴門市農業委員会 7月総会 議事録》

開催日時 令和5年7月28日(金) 午後3時30分

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員 1番 栗田 和美 2番 石園 順市 3番 稲木 伸顕  
4番 井上 富夫 5番 大西 善郎 6番 小川 佳  
7番 海山 貞佳 8番 川添 誠司 9番 小林 幸男  
10番 里見 廣治 11番 杉本 英昭 12番 高田 吉敏  
13番 竹村 昇 14番 中井 弘 15番 西川 公昭  
16番 西川 美鈴 17番 濱堀 秀規 18番 林 博子  
19番 藤江 厚子 20番 向 栄治

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

所有権移転： 1件

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

3件

報 告

- ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 11件
- ② 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 1件
- ③ 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 1件
- ④ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) 4件
- ⑤ 農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約) 3件
- ⑥ 非農地証明願について 4件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和5年7月の農業委員会を開会いたします。それでは開会にあたりまして大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。  
まず、事務局より委員定数のご報告を申し上げます。  
出席委員20名、全員出席いただいておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告申し上げます。  
本日は初めてですので、先ほど合同会議で説明させていただいた総会の説明例の資料をお配りしておりますので、併せてご覧いただきながら会議の方を確認いただけますとわかりやすいと思います。  
それでは、進行につきましては大西会長よりよろしく願いいたします。

大西会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任します。  
議事録署名人は、3番 稲木委員、4番 井上委員をお願いいたします。  
それでは、これより議案に基づき、議事を進行してまいります。  
『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。  
この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について>  
所有権移転 1件  
・申請番号1について申請内容説明

大西会長 ただいまの説明について質問・ご意見等あればお願いします。

無いようでございますので、採決いたします。『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 それでは、『議案第1号』については原案どおり承認といたします。  
次に、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件>  
・申請番号1～3について申請内容説明

大西会長 次に地元委員さんよりご意見ををお願いします。  
申請番号1番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

高田委員 12番。申請地は、鳴門総合運動公園から南300mほどに位置する農地です。  
譲受人は里浦町で甘藷を栽培しています。申請地は、甘藷を栽培しており、取得後も同様に甘藷を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき許可しても問題無いと考えますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

大西会長                   ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

大西会長                   無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可することといたします。  
次に、申請番号2番について地元委員さんからご意見をお願いします。

藤江委員                   19番。本申請は、譲受人が夫婦であり、それぞれ持分2分の1を取得する申請となっています。現在、住居は異なっていますが、譲受人の祖父の経営する農地で夫婦ともに年間330日ほど耕作に携わっています。  
申請地は、板東小学校から南西300mほどに位置し、現在は耕作放棄地となっていますが、譲渡人の了承のもと、生えている竹や木の伐採を進めています。取得後は柿や柑橘類を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

大西会長                   ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号2番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

大西会長                   無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可することといたします。  
次に、申請番号3番について地元委員さんからご意見をお願いします。

高田委員                   12番。申請地は17筆あり、里浦町・撫養町の複数地区にまたがるため、代表して私がお説明いたします。  
譲渡人と譲受人は親子関係にあります。小さい時から大学を卒業したら農業を引き継ぐという話になっていました。譲渡人の経営する農地で年間300日程度、主体的に耕作を行っています。今回の申請は、譲渡人の所有する全ての農地について使用貸借を結ぶものです。  
申請地は全て甘藷を栽培しており、使用貸借設定後も同様に甘藷を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。よろしく願いいたします。

大西会長                   ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号3番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

大西会長                   無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。  
以上で『議案第2号』については全てご審議をいただきました。  
次に、『議案第3号』報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長

< 3. 報告事項 24件 >

- |   |     |
|---|-----|
| ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について                 | 11件 |
| ② 農地法第4条第1項第8号の届出について                     | 1件  |
| ③ 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について                | 1件  |
| ④ 農地法第18条第6項の規定による通知について<br>(農業経営基盤強化促進法) | 4件  |
| ⑤ 農地法第18条第6項の規定による通知について<br>(残存小作地の合意解約)  | 3件  |
| ⑥ 非農地証明願について                              | 4件  |

大西会長

ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

竹村委員

非農地証明願の部分で、20年間無許可で宅地にしていたものについて、罰金など何らかの制裁はないのですか。始末書等の対応は必要でしょうか。

事務局係長

農地法の法律の中では、『3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処する』という規定はございますが、今回現地の方を確認させていただきましたところ、宅地の中で一部だけ農地として残っていたということでございましたので、そういった方に関しては今回非農地にするということで申請もいただき、正しい形にさせていただいた内容になっております。

竹村委員

わかりました。

大西会長

その他、何かございますか。

無いようでございますので、『議案第3号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。  
他にございませんか。事務局、何かございませんか。

事務局長

さきほど、合同会議が終わった後に1点質問いただいたので、共済会の扱いについて、もう一度確認させていただきます。

共済会は農業委員さんと最適化推進委員さんの互助会であり、事務局は通帳を預かってはおりますが、決定権はないという状況です。また、先ほど説明いたしましたように、辞令交付の時にはもう少し具体的な説明の中で年額2,000円の基本分と、それに加えて旅行積立を、旅行に行くときに集めるというよりも、あらかじめ集めて少しでも参加率を高めたいというところもございまして2,000円いただいております。

昔はペットボトル等を購入して配布させていただいていたこともあるのですが、準備等の都合上、ご容赦いただいて廃止しているという経過であります。

それに加えて、農業委員会としての情報収集活動が法律に明確化されておりました。それに取り組む一貫として、機関紙の全国農業新聞というものがございます。これについても基本的には全員に購読いただきたいというお願いをさせていただいております。また、県の職員や国の職員が来た時にもお願いをされますので、そのような事情もございまして、共済会費から購読料につきましても支出をさせていただくという確認を皆さんの合意をいただいたうえで鳴門市の農業委員会として取り組んでいくという趣旨でございます。また最適化推

進員の皆さんにも同じような説明をさせていただければと思いますが、ご理解をいただきたいと思います。

お金の支払いについては、一旦報奨金の中から引いた分を皆さんにお渡しさせていただいて、残りの分は口座に入れさせていただいて執行するという形になっておりますのでご協力お願いいたします。

大西会長                    次回の合同会議のときに話し合うということですか。

事務局長                    こういうことでよろしいかということの説明させていただきました。先ほどは一方的な説明になってしまいましたので、お金のことはきちんと決めておいたほうがいいと思います。

竹村委員                    個人のお金のことなので、承認がないとできないということですね。

大西会長                    さきほどの規約を見ていただくとわかりますように慶弔関係もございしますので、そのために連絡網を皆さんは出していると思いますが、推進員さんの方にも出していただきます。もし、何か起こった時には連絡をいただいて、また皆さんは特別公務員ということで市のいろいろな規定が他にもございまして、個人関係のことでも、もし何かあった時には秘書を通じて市長や議会の方に情報を伝えなければならないようになっておりますので、分かった際には速やかに情報を事務局にいただければと思います。これについても連絡網を作る上でお願いさせていただきたいと思います。

他にございませんか。

無いようですので、これをもちまして令和5年7月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後4時  
令和5年7月28日

会 長                    大西 善郎

議事録署名者        稲木 伸顕

議事録署名者        井上 富夫